

京都大学理学研究科 木曽生物学研究所 利用規約

- 1) 京都大学理学研究科木曽生物学研究所（以下「研究所」という）は、京都大学における生物学の研究・教育を主な目的とする施設です。
- 2) 研究所の利用に際しては、別に定める「利用申込書」を、原則として利用日の2週間前までに運営委員会（生物科学専攻事務室気付）に提出し、許可を受けてください。生物科学専攻、生態学研究センター、およびフィールド科学教育研究センターの教員以外の利用者は、事前に了承を得た上でこれら専攻・センターの教員の1名を対応教員として指定する必要があります。運営委員会が利用を認めたときは、「利用許可書」を交付します。
- 3) 利用者は、この規約を順守し、運営委員会、実行委員会、および対応教員の指示や案内に従ってください。利用者は利用日程や人数などを変更するときは、直ちに運営委員会に連絡して下さい。利用者がこの規約や運営委員会等の指示に従わない場合は、利用の許可を取り消すことがあります。
- 4) 使用する器具、機材、薬品などは、原則として利用者が持参するものとします。なお、利用者が持参した器具類は、研究所の利用が終わり次第、その都度、持ち帰ることとし、研究所での保管は行わないでください。
- 5) 施設利用および周辺での野外調査においては、安全と自然環境保全に十分に留意してください。
- 6) 施設および周辺に仮設備等を置きたいときは、運営委員会に相談し、漁業協同組合や木曽町の許可を得るなど、必要な手続きを行った後に設置してください。
- 7) 研究所では布団と枕をご利用いただけますが、これらを利用の際には必ず、シーツ、布団カバーと枕カバーを、利用者自身が現地のレンタル業者等を利用し、準備してください。
- 8) 研究所では、食事の提供を行っていません。
- 9) 利用者は、近隣住民や他の利用者の迷惑となるような行為はしないよう、各自心がけて下さい。

(次ページに続く)

- 1 0) 火気の取扱には、格別の注意を払って下さい。節電・節水にもつとめて下さい。
- 1 1) 所内を汚さないよう十分に注意して下さい。退所時には使用したすべての部屋・廊下・器具などの清掃・整理を必ず行って下さい。すべてのゴミは原則として利用者が持ち帰ることとし、現地での処理を希望する場合は、運営委員会の指示に従ってください。また、研究所に持ち込んだ器具類、飲食料品や食器類等は自身で持ち帰っていただき、冷蔵庫や食器棚も含めて研究所に放置しないでください。
- 1 2) 利用者の過失により研究所の施設、設備、備品などに損害を与えた場合は、利用者に原状回復していただきます。
- 1 3) 連絡先は以下の通りです。

京都大学理学研究科 木曾生物学研究所運営委員会

(京都大学大学院理学研究科生物科学専攻事務室内)

〒606-8502 京都市左京区北白川追分町

電子メール：050seibutsu-kiso@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

Tel. 075-753-4090

Fax. 075-753-4117

京都大学理学研究科木曾生物学研究所

〒397-0001 長野県木曾郡木曾町福島 6388

Tel. 0264-22-2642

(JR 中央本線 木曾福島駅下車 約 1.2 km 15 分)